

## 民事裁判手続の I T 化に関する会長声明

令和 2 年 6 月 1 5 日

愛知県司法書士会  
会 長 和 田 博 恭

### 1. はじめに

令和 2 年 2 月 2 1 日開催の法制審議会第 1 8 6 回会議において、法務大臣から「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問（諮問第 1 1 1 号）がなされた。

これを受け、令和 2 年度からは、民事訴訟法（I T 化関係）部会が設置され、訴状のオンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた当事者等が出頭しない期日の実現等、広範囲にわたって民事裁判の I T 化を図り、裁判所へのアクセス向上と裁判手続の利便性を向上させるための調査審議が行われる。

他方、国民の司法アクセスの更なる向上を図っていくためには、I T 化に伴って向上された利便性が I T の利用環境に恵まれた一部の者だけに止まってしまわず、広く国民がそれを享受できる環境を整えることも考慮されなければならない。

当会においては、同部会の審議を経て進められる民事裁判の I T 化に伴う民事訴訟法の改正が国民の司法アクセスの更なる向上につながることを期待するとともにこれらの課題に向けた対応を行っていく所存である。

### 2. 民事裁判手続の I T 化による司法書士の使命

#### (1) 本人訴訟における支援者としての対応

我が国では、訴訟代理人を選任しない本人訴訟の比率も高い。そのため、「民事裁判手続の I T 化により、国民に利用しやすくする」という観点においては、仮に手続の利便性が向上しても、多くの国民が利用できない制度となつては、これは画餅に帰すことになる。

如何に I T の普及・利用が国民に身近な存在になったとはいえ、I T 機器を有していない者やその利用に習熟していない者が少なからず存在することを踏まえると法制度やシステムの構築だけでなく、それを支えるサポート体制の整備が必要である。

この点、司法書士は、従来から、業として本人訴訟における当事者からの相談に応じ、裁判書類の作成業務を通じて、本人訴訟を支援してきており、このことから従来の人訴訟支援に加えて、書面の電子化等の I T リテラシー支援サービスを提供できる、十

分なサポート態勢を構築することは司法書士に課せられた使命であると考えている。

## (2) 簡易裁判所における訴訟代理人としての対応

これまで、司法書士は簡易裁判所における訴訟代理人として訴訟業務を遂行してきたが、訴訟を代理する立場にある者として、民事裁判手続等のITの利用を国民に広く普及・定着するに当たっては、積極的に電子情報によるオンライン提出を活用しなければならない。

また、司法書士は登記業務において、既にITを活用し、日常的に登記の申請代理人としてオンライン申請を行ってきた実績がある。

それらの経験を活かし、簡易裁判所における訴訟代理人の立場として、民事裁判手続のIT化に際しては、利用者目線に立った適切な提言をしていくことも司法書士に課せられた使命であると考えている。

## 3. まとめ

当会では、民事裁判手続のIT化に伴う司法書士に課せられた使命を果たすためにも会員への情報提供と周知を図るとともに研修を実施して十分な法的支援の体制を整備していく。

また、国民の司法アクセスの更なる向上を図るため、日本司法書士会連合会と連携してIT支援における司法書士の役割や国民に配慮した十分なサポート態勢を構築する予定である。

以上のとおり、民事裁判手続のIT化によって、国民が利用しやすい民事訴訟制度の実現のため、準備を進めることをここに表明する。